

神奈川県医療審議会法人部会委員名簿
(事務局案)

区分	番号	委員名	現職	推薦母体
医師・ 歯科医師・ 薬剤師	1	澤井 博司	神奈川県医師会副会長	神奈川県医師会
	2	新江 良一	神奈川県病院協会会長	神奈川県医師会
	3	白井 尚	横浜市医師会会長	神奈川県医師会
	4	高橋 章	川崎市医師会会長	神奈川県医師会
	5	武川 慶孝	相模医師会連合会会長(平塚市医師会会長)	神奈川県医師会
	6	鈴木 駿介	神奈川県歯科医師会会長	神奈川県歯科医師会
医療を受ける立場にある者	7	篠原 正治	神奈川県社会福祉協議会会長	神奈川県社会福祉協議会
	8	木村 文裕	健康保険組合連合会神奈川連合会会長	健康保険組合連合会神奈川連合会
	9	松井 よし子	川崎市消費者の会会長	特定非営利活動法人神奈川県消費者の会連絡会
	10	林 義亮	神奈川新聞社取締役論説主幹	神奈川新聞社
学識経験のある者	11	玉巻 弘光	東海大学法学部教授	
	12	(欠員)		

神奈川県医療審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法施行令(昭和23年政令第326号)に基づき、神奈川県医療審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。

(招集通知)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び会議に付すべき事項を委員に通知しなければならない。

(審議会の定足数及び議決)

第4条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(医療法人部会)

第5条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、医療法人部会(以下「法人部会」という。)を置く。

- (1) 医療法第45条第2項に基づき、医療法人の設立を認可し、又は認可しない処分に係る事項
- (2) 同法第55条第7項に基づき、医療法人の解散を認可し、又は認可しない処分に係る事項
- (3) 同法第58条の2第5項に基づき、医療法人の吸収合併を認可し、又は認可しない処分に係る事項
- (4) 同法第59条の2に基づき、医療法人の新設合併を認可し、又は認可しない処分に係る事項
- (5) 同法第60条の3第5項に基づき、医療法人の吸収分割を認可し、又は認可しない処分に係る事項
- (6) 同法第61条の3に基づき、医療法人の新設分割を認可し、又は認可しない処分に係る事項

2 法人部会は、委員12人以内で構成する。

3 第2条、第3条、第4条第1項、第6条及び第8条の規定は、部会に準用する。この場合において「審議会」とあるのは「法人部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

4 法人部会の議決のうち第1項各号に係る議決は、出席した委員全員の一致で決するものとし、その他の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 法人部会における決議は、これを審議会の決議とする。

- 6 前項の規定にかかわらず、第1項各号に係る決議であって出席した委員全員の一致を得なかったものについては、審議会の議に付するものとする。
- 7 法人部会における議決は、部会長が審議会に報告する。

(専門部会)

- 第5条の2 特定の専門事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の設置及び運営については、会長が審議会に諮って別に定める。

(非委員の出席)

- 第6条 審議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者を出席させて、その意見を述べさせることができる。

(庶務)

- 第7条 審議会の庶務は、保健福祉局保健医療部医療課において処理する。

(委任)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の会議その他運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。